

はまぎんYNUベンチャー支援基金取扱要項

令和6年7月30日

学 長 裁 定

最近改正 令和8年6月24日

(趣旨)

第1条 この要項は、横浜国立大学はまぎんYNUベンチャー支援基金規則（令和6年規則第47号以下「規則」という。）第9条に基づき、はまぎんYNUベンチャー支援基金（以下「ベンチャー支援基金」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(支援の申請)

第2条 規則第3条の事業に基づき、助成金等の支援を受けようとする本学の教員・学生（以下「申請者」という。）は、ベンチャー支援基金支援申請書（別記様式第1号）により学長に申請を行うものとする。

2 学長は、前項の申請を受理したときは、次条に規定する審査委員会に当該申請を付議するものとする。

(審査委員会)

第3条 規則第3条に関する支援者の選定について審議するため、次の各号に掲げる委員をもって審査委員会を組織する。

- (1) 研究推進機構長
- (2) 研究推進機構産学官連携推進部門長
- (3) 研究推進機構産学官連携推進部門副部門長
- (4) 横浜銀行が指名する横浜銀行行員
- (5) 横浜銀行が指名する有識者
- (6) その他学長が必要と認めた者

2 前項第6号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 審査委員会に委員長を置き、第1項第1号の委員を委員長とする。

4 委員長は、指名する者を審査委員会の運営の補佐に充てるとともに、委員長に事故があるときは、その職務を代理させることができる。

5 審査委員会は、委員の3分の2以上の出席で議事を開催し、議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(審議事項)

第4条 審査委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 規則第3条に関する支援者の選定について
 - (2) 助成金額について
 - (3) 助成期間について
 - (4) その他委員長が必要と認める事項
- 2 審査委員会は、必要に応じ面接審査を実施することができる。
 - 3 審査委員会は、当該審査の結果を学長へ報告するものとする。

(採択者の決定)

第5条 学長は、前条の報告を受けたときは、当該報告を踏まえ、申請について助成金採択の可否の決定を行い、その結果を文書により申請者に通知するものとする。

(助成金の採択者の責務)

第6条 前条で助成金の採択の決定を受けた者は、次の各号に掲げる責務を有することとする。

- (1) 採択された助成金については、国立大学法人横浜国立大会計規程（平成16年規則第301号）第51条により、適切に管理しなければならない。
- (2) 本支援により起業した場合は、国立大学法人横浜国立大学発ベンチャー称号授与規則（令和3年規則第26号）による称号授与の申請を行うこととする。
- (3) 助成期間に限り事業年度毎に、事業の進捗報告を行うこととする。

(雑則)

第7条 この要項に定めるもののほか、ベンチャー支援基金に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、令和6年7月30日から施行する。

附 則

この要項は、令和8年6月24日から施行する。